

県庁から「不正」を根絶し、県民から信頼され、誇りを持って働ける職場に

千葉県職員労働組合（声明）

昨年12月18日、県当局は不正経理問題で、追加調査結果と職員二二四五人の処分を発表しました。9月9日に、五年間で30億円にのぼる県庁の不正経理が公表され、千葉県および県庁職員に対する信用を一挙に覆すものとなりました。そして、追加調査であらたに7億円の不正経理が見つけられました。追加調査結果で、幹部職員の「組織責任」を問うとして、本庁課長級以上全員を戒告処分

としましたが、こうした事態を長年にわたって組織的に行われていたにもかかわらず、是正してこなかった県当局の責任は重大です。同時に、このような全庁的な不正経理を正してこられなかった当該労働組合としての力量不足も痛感するものです。県職員は、千葉県庁からあらゆる不正を根絶し、職員が誇りと働きがいをもって公務を遂行できる職場をめざし全力をあげます。

1. 「不正経理」「不適正処理」はなぜ起きたのか

（1）県「報告書」では

「経理問題特別調査結果報告書」では、不適正経理処理の原因について最初に「職員のコンプライアンス意識（法令遵守）の欠如」をあげ、以下

「物品の調達・管理」、「予算執行」、「国庫補助システム」など組織体制や制度上の問題をあげていますが、それだけで問題が解決するのでしょうか。「業務上横領罪」などで摘発された私的費消が明らかにになっている「不正」は論外として、不適正な支出については、仕事に必要な物品等の予算がその費目で措置されないなど、ほとんどが日常の事務処理のなかで生じたものです。「支出」の事務処理は、担当職員だけの独断で行えるものではなく、当然、上司の決裁がなければ執行できないことは明瞭です。しかも、こうした「不適

性処理」が全庁的に行われていたとなれば、「職員個々のコンプライアンス意識の欠如」を第一義的に言う前に、組織全体の体質や予算執行システムがその前に問われるべき原因の本質ではないでしょうか。

（2）「仕事と職場のアンケート」では

この問題で県職員が取り組んだ「仕事と職場のアンケート」（11月末、12月中旬）の中間集計では、不正経理の原因については、「必要な予算が不足している」が65%、「慣例、前例踏襲（前任者からの引継ぎ）」58%、「予算消化の命令」48%が主な回答となっており、ほとんどの職員が現在までの県予算執行の仕組みに主たる問題があると回答しています。

（3）千葉県庁の「特異な体質」

この問題が発覚してから、県民の多くの方から「どうして内部告発する職員がいなかったのか」との疑問・怒りが県当局に寄せられました。「官接（官接）が全国的に問題になっていた1997年1月に、県職員に裏金問題についての「投書」が寄せられ、裏金づくりのしくみや主要な使いみちが幹部の「接待」であることが詳細に書かれました。県職員は、事の重大性を考慮し原文を「本庁職場新聞」に掲載

し全職員に配布しました。そして、同年3月の県職労働関係紙に「何よりも事実関係の徹底糾明を」と抜本対策を示し討論をよびかけました。また、2月県議会でもとりあげられました。当時の沼田知事は「誰が書いたか、わからない」などと調査することも拒否しました。

また、隠ぺい体質に關わって、千葉県当局による「情実人事」や労働組合役員差別が長年にわたって続けられていることを指摘しなければなりません。県職員は発覚以来、

「法令遵守意識の強化」27%、「消耗品区分の引き上げ」26%と、現在の予算執行の仕組みを変えることが再発防止にも必要と回答しています。また、不正経理根絶のためには、約6割の職員が不正な命令に対する拒否権や内部告発権が必要と回答しています。

2. 「住民こそ主人公」の県政をめざして

県職員はこの間、「憲法をくらしと職場と県政に」をスローガンにさまざまな運動に取り組んできました。それは、国民主権、基本的人権の尊重、平和と民主主義擁護、誰もが健康で文化的に生き

置したまま、県当局は、今回の問題の改善策・再発防止策の一つに「内部通報制度の周知徹底」（速やかに実施）をあげていますが、実効性が果たしてあるのでしょうか。平成18年に「千葉県職員等の内部通報に関する要項」が策定され、庁内ホームページに掲載されましたが、何ら周知して

たにも、職員の身分、労働条件、市民的・政治的自由などにかかわる諸権利が保障されなければなりません。そして、「自治体労働者の権利宣言」では、「自治体労働者は、首長・上司などの職務命令に対し、その内容に重大な瑕疵がある場合、及び職務命令の遂行が自治体労働者と住民の基本的権利を侵害するおそれがあるとき、これを拒否する権利を有する。」と宣言しています。

職員は、本来、住民の暮らし・人権を守るといふ公務労働に誇りと生きがいを持ちたいと願っています。しかし現実には、国の政策の影響や県の政策的立場から、住民と対

立させられるような場合もありません。こうしたなかで、自治体当局が地方自治の本旨にもとづいた行政を県民サービスの先端まで実践すること、そして、そのためには、住民の暮らし・人権の保障と、職員の身分や労働条件の保障、市民的・政治的な諸権利の保障が必要不可欠であると考えます。県職員は、職員が「すべて公務員は、全体の奉仕者ではない」との立場から、県当局に①法に反する業務命令に対する拒否権の確立、内部告発権の全面保障、②「不正」「不適正」が長期に続いた組織的原因を明らかにし、職員が納得できる改

善策を示すこと、③仕事に必要な予算を適切に支出できるよう制度改正をすすめること、などを強く求めます。そして、県民本位の県政、県民のいのちとくらし最優先の県政の実現、県民から信頼され誇りをもって働ける職場にしていくために全力をあげるものです。

（二〇一〇年一月二三日 県職員第1回中央委員会）

千葉県職

2010年1月29日（金）号外

発行所 千葉県職員労働組合

〒260-8667

千葉市中央区市場町1の1県庁内

TEL 043(223)4608 FAX (224)5475

Eメール honbu@chibakensyoku.jp

発行責任者 齋藤 実